

ID: 245

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	保険料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市介護保険条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成12年条例第11号
【根拠条文】 (保険料の減免) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を必要とする理由 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 【基準】 根拠条文及び芦屋市介護保険条例施行規則第11条の規定による。 (保険料の減免) 第11条 条例第11条に規定する保険料の減免基準については、別表第2に定めるところによる。 2 前項の規定により算出された保険料の減免額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 別表第2(第11条関係)	

介護保険料減免基準表

適用号	減免基準	減免の額
条例第11条第1項第1号	災害により、住宅、家財その他の財産に損害を受けたとき。 ア 半壊、床上浸水及び半焼のとき。 イ 全壊、流出及び全焼のとき。	当該事由が生じた日の属する月から12月分の保険料の 10分の5 全額
条例第11条第1項第2号、第3号、第4号	世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者であるとき。 第1号被保険者の収入が著しく減少し、保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年分(以下「当該年分」という。)の所得金額が1,500万円未満であり、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められるとき。	保険料の賦課期日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額
	世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者以外のものであるとき。 世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少し、保険料を納付しようとする年分の所得金額が、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められる場合で、市民税が世帯非課税となるとき。	当該年度分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して得た額に、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額
条例第11条第1項第5号	第1号被保険者が法第63条に規定する施設に拘禁されているとき。 第1号被保険者が市民税世帯非課税で高齢福祉年金及び無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者であるとき。	当該年度分の保険料率の額を12で除して得た額に、当該拘禁された日の属する月から当該拘禁を解かれた日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
	条例第4条第1項第1号に該当し、保険料の賦課期日(当該賦課期日後に第1号被保	左欄に掲げる者の保険料率から条例第4条第1項第5号で規定する保険料率に0.225を乗じて得た額を控除した額

	険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日をいう。以下同じ。)現在において次の各号のいずれにも該当する者。ただし、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号イ、ロ及びニに該当する者を除く。 (1) 当該第1号被保険者が属する世帯全員の前年の収入合計額が60万円(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき175,000円を加算した金額)以下である者 (2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税が課されている者と生計を共にしていない者 (3) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税課税者の被扶養者となっていない者 (4) 資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあると認められる者		
	条例第4条第1項第2号又は第3号に該当し、保険料の賦課期日現在において次の各号のいずれにも該当する者。ただし、令第39条第1項第2号ロ及び第3号ロに該当する者を除く。 (1) 当該第1号被保険者が属する世帯全員の前年の収入合計額が60万円(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき175,000円を加算した金額)を超え150万円(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した金額)以下である者 (2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税が課されている者と生計を共にしていない者 (3) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税課税者の被扶養者となっていない者 (4) 資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあると認められる者	左欄に掲げる者のうち、条例第4条第1項第2号に該当する者にあつてはその者の保険料率から同条第1項第5号で規定する保険料率に0.2864を乗じて得た額を、同条第1項第3号に該当する者にあつてはその者の保険料率から同条第1項第5号で規定する保険料率に0.4854を乗じて得た額を控除した額	

条例適用申請に対する処分個票

	その他市長が特に必要があると認めるとき。	必要と認める額	
備考 1 災害等による損害の程度は、消防署長の証明する書類によるものとする。 2 上記の所得金額には、譲渡所得、一時所得などの臨時的な所得は含まないものとする。 3 2以上の減免事由がある場合には、減免額の多い方の規定を適用する。			
標準処理期間		30日	
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日